

平成二十五年十月二十三日

青森県教育委員会第二百九十五回臨時会

期 日 平成二十五年十月二十三日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

一 開 会

議案第一号 平成二十六年青森県教育委員会の「施策の柱」について 1
議案第二号 平成二十六年青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員
人事異動方針案 2

議案第三号 平成二十六年度県費負担教職員人事異動方針案 4

議案第四号 平成二十六年度県立学校職員人事異動方針案 6

議案第五号 平成二十六年度青森県立高等学校（全日制の課程）入学者募集人員について 8

議案第六号 平成二十六年度青森県立高等学校（定時制の課程）入学者募集人員について 17

議案第七号 平成二十六年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者募集人員について 19

議案第八号 平成二十六年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員について 20

議案第九号 平成二十六年度青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員について 21

議案第十号 平成二十六年度青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員について 24

議案第十一号 平成二十六年度青森県立中学校入学者募集人員について 25

三 その他

青森県立高等学校入学者選抜の新制度について 26

四 閉 会

議案第一号

平成二十六年年度青森県教育委員会の「施策の柱」について

平成二十六年年度青森県教育委員会の「施策の柱」を次のとおり定める。

- 一 キャリア教育の推進による人財育成
- 二 多様なコミュニケーション教育の充実
- 三 人づくりを通じた地域コミュニティの活性化

議案第二号

平成二十六年年度青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員人事異動方針案

平成二十六年年度青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員人事異動方針を次のとおり定める。

平成二十六年年度青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。）の職員人事異動方針

青森県教育委員会事務局及び教育機関（学校を除く。以下同じ。）の職員の人事異動については、教育行政を適正かつ積極的に推進するため、職員の志気の高揚を図るとともに、組織が活力あるものとして有効に機能しうるよう次の方針により行うものとする。

一 基本方針

- (一) 特性、能力等を十分考慮して、職員の適正配置を図る。
- (二) 本庁と出先機関及び教育機関の職員の交流を積極的に行う。
- (三) 学校及び知事部局等其他の執行機関の職員との交流について配慮する。
- (四) 能力、成果重視の昇任を行う。

二 実施方針

- (一) 次に掲げる基準に該当する職員については、専門職種に従事している職員等真にやむを得ない者を除き、努めて転任させるものとする。

ア 役付職員（総括主幹級以上の職員、サブマネージャーである主幹級の職員並びに出先機関及び教育機関の副課長以上の主幹級の職員をいう。以下同じ。）にあつては、同一の職に三年以上在職している者及び同一の所属所に役付職員として五年以上勤務している者並びに役付職員の期間と役付職員以外の職員の期間を合わせて同一の所属所に七年以上勤務している者

イ 役付職員以外の職員（技能労務職員を除く。）にあつては、同一の所属所に五年以上勤務している者

ウ 技能労務職員にあつては、同一の所属所に長期間（おおむね十年）勤務している者

エ 指導主事及び社会教育主事にあつては、同一の所属所に五年以上勤務している者

(二) 職員配置に当たっては、ジョブローテーションにより、計画的に多分野の業務を経験させ能力の育成、開発を図る。

(三) 女性職員の多様な分野での登用に配慮する。

(四) 近親者（四親等以内）の同一所属所への配置は行わないものとする。

(五) 職員の昇任については、能力・実績主義を第一義とし、日頃の業務の成果を重視しながら、適任者を昇任させるものとする。

議案第三号

平成二十六年県費負担教職員人事異動方針案

平成二十六年県費負担教職員人事異動方針を次のとおり定める。

平成二十六年県費負担教職員人事異動方針

全県的な視野に立つて、教職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期するため、市町村教育委員会との緊密な連携のもと、次の方針によって、市町村立学校の県費負担教職員の異動を行う。

一 基本方針

- (一) 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
- (二) 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
- (三) へき地学校の職員組織の充実強化を図る。
- (四) 特別支援教育に当たる教員の適正配置に努める。
- (五) 勤務地の固定化の解消に努める。
- (六) 広域にわたる人事の交流を推進する。

二 実施方針

- (一) 年齢、経歴、性別、特性等を考慮して職員組織の適正を図る。中学校の場合は、特に所持免許状の教科（又は得意教科）を十分考慮する。
- (二) 同一校勤務三年未満の者は、原則として転任させない。

- (三) 同一校勤務十年以上の者は、努めて転任させる。
- (四) 同一町村に引き続き十年以上勤務した者及び同一市に引き続き十五年以上勤務した者は、他の市町村へ努めて転任させる。
- (五) 校長、教頭等については、全県的な視野で交流を図る。
- (六) 校長の新規採用及び教頭の昇任に当たっては、原則として他の市町村に配置する。
- (七) 新規採用者の配置については、初任者研修の実施等を考慮し、必要な調整を行う。また、特別の事情がある場合のほか、努めて出身地を避ける。
- (八) 計画的他管交流により転出した者については、他管交流者名簿を作成し、原則として三年勤務したのちに、特に意を用いて異動させる。
- (九) へき地学校に相当期間勤務した者については特に意を用い、へき地学校勤務者名簿を作成し、希望地又はへき地学校以外の学校との交流を図る。
- (十) 特別支援学級担当者については特に意を用い、有能かつ適格な者を適正に配置するように努める。
- (±) 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。

議案第四号

平成二十六年年度県立学校職員人事異動方針案

平成二十六年年度県立学校職員人事異動方針を次のとおり定める。

平成二十六年年度県立学校職員人事異動方針

職員の適正配置と人事の刷新を図り、本県教育の振興を期すため、次の方針によって県立学校職員の異動を行う。

一 基本方針

- (一) 教育効果の向上を図るための異動を積極的に推進する。
- (二) 地域及び学校の特性を勘案のうえ、職員組織の適正化に努める。
- (三) 郡部と市部、高等学校と特別支援学校並びに高等学校の各課程間、本校と分校（校舎を含む。以下同じ。）との相互の交流を図る。
- (四) 市町村教育委員会との連携を密にして、市町村立学校職員との交流を考慮する。
- (五) 勤務校の固定化の解消に努める。
- (六) 広域にわたる人事の交流を推進する。

二 実施方針

- (一) 年齢、経歴、性別、特性、所持免許状の教科等を考慮して、職員組織の適正を図る。
- (二) 教頭及び事務長については、特に意を用い、適任者の配置に努める。

- (三) 同一校（全日制・定時制・通信制の各課程及び分校はそれぞれ一校と見なす。以下同じ。）勤務三年未満の者は、原則として転任させない。
- (四) 同一校勤務十年以上の者は、原則として転任させる。
- (五) 分校、定時制課程又は通信制課程に相当期間勤務した者は、特に意を用いて異動させる。
- (六) 校長の新規採用に当たっては、原則として他の地域に配属する。
- (七) 新規採用者の配置については、特別の事情がある場合のほか、出身地を避ける。
- (八) 特別の事情がある場合のほか、近親者の同一校勤務を避ける。
- (九) 関係学校長の意見を聞いて異動の適正を期する。

議案第五号

平成二十六年 度青森県立高等学校（全日制の課程） 入学者募集人員について

平成二十六年 度青森県立高等学校（全日制の課程） 入学者募集人員を、次のとおり定める。

青森県立百	石高等学校	食物調理科	一六〇
青森県立六	戸高等学校	普通科	一二〇
青森県立七	戸高等学校	普通科	七〇
青森県立野	辺地高等学校	総合学科	一六〇
青森県立三	沢高等学校	英語科	二四〇
		普通科	二〇〇
青森県立十和田	西高等学校	計光科	七〇
		普通科	三五
		普通科	三五
青森県立三本	木高等学校	普通科	二四〇
		普通科	一六〇
青森県立黒	石高等学校	看護科	四〇
		普通科	一二〇
青森県立岩	木高等学校	普通科	七〇
青森県立弘前	南高等学校	普通科	二四〇
青森県立弘前	中央高等学校	普通科	二四〇
青森県立弘前	前高等学校	普通科	二八〇
青森県立中	里高等学校	普通科	四〇
青森県立鶴	田高等学校	普通科	七〇
青森県立板	柳高等学校	普通科	七〇
学	校	学	募
		科	集
			人
			員

青森県立むつ工業高等学校											青森県立十和田工業高等学校											青森県立弘前工業高等学校											学 校 名
計	設備・エネルギー科	電子科	電気科	電子機械科	機械科	計	建築科	電子科	電気科	電子機械科	機械・エネルギー科	計	インテリア科	建築科	土木科	情報技術科	電子科	電気科	機械科	学 科													
一七五	三五	三五	三五	三五	三五	一七五	三五	三五	三五	三五	三五	二四五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	三五	募 集 人 員													

学 校 名	学 科			募 集 人 員
	商 業 科	情 報 処 理 科	情 報 デ ザ イ ン 科	
青森県立黒石商業高等学校	商 業 科	八〇	}	一三〇
	情 報 処 理 科	四〇		
	情 報 デ ザ イ ン 科	四〇		
青森県立三沢商業高等学校	商 業 科	一六〇	}	二〇〇
	情 報 処 理 科	四〇		
	計	一六〇		
青森県立八戸商業高等学校	商 業 科	八〇		
	国 際 経 済 科	四〇		
	情 報 処 理 科	四〇		
	計	一六〇		
合 計	九、三八五人			

(注一) 三本木高等学校は併設型中高一貫教育を行っているため、募集人員には三本木高等学校附属中学校から入学する生徒数が含まれる。

(注二) 田子高等学校は連携型中高一貫教育を行っているため、募集人員には連携中学校からの連携型入学者選抜による合格者数が含まれる。

(注三) 青森東高等学校、青森中央高等学校、木造高等学校、木造高等学校深浦校舎、弘前南高等学校、七戸高等学校、大湊高等学校及び八戸北高等学校は、単位制による課程である。

(注四) 青森商業高等学校、黒石商業高等学校及び三沢商業高等学校において、商業科と情報処理科とのくくり募集を行う。

(注五) 五所川原高等学校において、普通科と理数科とのくくり募集を行う。

議案第六号

平成二十六年青森県立高等学校（定時制の課程）入学者募集人員について

平成二十六年青森県立高等学校（定時制の課程）入学者募集人員を、次のとおり定める。

議案第七号

平成二十六年年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者募集人員について

平成二十六年年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十六年年度青森県立高等学校（通信制の課程）入学者募集人員

学 校 名	学 科	募 集 人 員
青森県立北斗高等学校	普通科	二〇〇
青森県立尾上総合高等学校	普通科	一五〇
青森県立八戸中央高等学校	普通科	一五〇
合 計		五〇〇人

（注）通信制の課程は、単位制による課程である。

議案第八号

平成二十六年年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員について

平成二十六年年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十六年年度青森県立八戸水産高等学校専攻科入学者募集人員

学 校 名		青森県立八戸水産高等学校	
学 科	漁業科	一〇	募 集 人 員
	機 関 科	一〇	
計		二〇	

議案第九号

平成二十六年 度青森県立特別支援学校高等部 入学者募集人員について

平成二十六年 度青森県立特別支援学校高等部 入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十六年度青森県立特別支援学校高等部入学者募集人員

学 校 名		学 科		募 集 人 員
青 森 県 立 盲 学 校		保 健 理 療 科	八	八
		普 通 科	八	
		計	一六	
青 森 県 立 青 森 聾 学 校		普 通 科	八	
青 森 県 立 青 森 第 二 養 護 学 校		普 通 科	二二	
青 森 県 立 青 森 若 葉 養 護 学 校		普 通 科	八	
青 森 県 立 青 森 第 一 高 等 養 護 学 校		普 通 科	二八	
青 森 県 立 青 森 第 二 高 等 養 護 学 校		産 業 科	三二	
青 森 県 立 浪 岡 養 護 学 校		普 通 科	一七	
青 森 県 立 弘 前 第 一 養 護 学 校		普 通 科	二七	

合 計	青森県立むつ養護学校	普通科	一四
	青森県立七戸養護学校	普通科	四三
	青森県立黒石養護学校	普通科	一九
	青森県立森田養護学校	普通科	二二
	青森県立八戸第二養護学校	普通科	四六
	青森県立八戸第一養護学校	普通科	二〇
	青森県立弘前第二養護学校	普通科	六
	学 校 名	学 科	募 集 人 員
三二八人			

議案第十号

平成二十六年青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員について

平成二十六年青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十六年青森県立特別支援学校専攻科入学者募集人員

青森県立盲学校	学 校 名
理療科	学 科
八	募 集 人 員

議案第十一号

平成二十六年年度青森県立中学校入学者募集人員について

平成二十六年年度青森県立中学校入学者募集人員を、次のとおり定める。

平成二十六年年度青森県立中学校入学者募集人員

学 校 名	募 集 人 員
青森県立三本木高等学校附属中学校	八〇

[その他]

青森県立高等学校入学者選抜に係る新制度

平成25年10月23日

青森県教育委員会

1 新制度の概要

青森県立高等学校（以下「高校」という。）における入学者の選抜は、教育の機会均等の精神にのっとり、公正かつ妥当な方法で、各高校及び学科の特色に応じ、能力・適性、意欲、努力の成果などを様々な観点から評価し、適切に選抜されることを基本に実施してきた。

この考え方のもと、現行制度の課題等の改善を図り、より適切な選抜制度とするため、これまでの前期・後期の2回に分けて実施していたものを一本化し、全募集人員を一括で募集する。なお、一本化された選抜において欠員が生じた場合は、補充するために再募集を実施する。

選抜にあたっては、一般選抜^{※注釈1}と特色化選抜^{※注釈2}をすべての高校において実施することとし、それぞれの選抜基準に照らして総合的に選抜する。

※注釈1 一般選抜とは、学力検査と調査書、面接を選抜資料の基本とし、各高校が必要に応じて作文、実技検査等を選抜資料に加える選抜。

※注釈2 特色化選抜とは、一般選抜と同じ選抜資料をもとに、各高校及び学科の特色に応じて選抜資料の配点等を一般選抜と別に定める選抜。

2 募集人員

一般選抜と特色化選抜を合わせた全募集人員を一括募集する。その際、特色化選抜の募集人員割合は、全募集人員の10～50%の範囲で、高校及び学科・コース・部（以下「学科等」^{※注釈3}という。）の特色及び地域の特性に応じて各高校が定め、あらかじめ公表するものとする。

※注釈3 学科等とは、募集人員を定めている学科・コース・部をさす。なお、「コース」とは、コースごとに募集人員を定めているもので、八戸工業高校土木建築科の土木コース及び建築コースをいう。「部」とは、定時制の課程において設置している午前部、午後部、夜間部又はⅠ部、Ⅱ部、Ⅲ部をいう。

3 選抜方法

選抜にあたっては、受検生全員を一般選抜と特色化選抜の対象とし、一般選抜及び特色化選抜の選抜順序等については各高校が定め、あらかじめ公表するものとする。

一般選抜は、国語、社会、数学、理科、英語の5教科（以下「5教科」という。）の学力検査と調査書、面接を選抜資料の基本とし、各高校が必要に応じて作文、実技検査等を選抜資料に加えて総合的に選抜する。

特色化選抜は、一般選抜と同じ選抜資料をもとに、受検生のもつ多様な能力・適性、意欲等を適切に評価するため、各高校及び学科等の特色に応じて選抜資料の配点等を一般選抜と別に定めて総合的に選抜する。

4 調査書の特別活動等の点数化

調査書の特別活動等の点数化については、以下のとおりとし、点数化する場合はあらかじめ公表するものとする。

- (1) 特別活動（学級活動、生徒会活動、学校行事）及び部活動等については、活動状況を記述することとし、点数化については各高校で定める。
- (2) その他の事項については、点数化しないが、検定等資格取得（英語・数学・珠算・武道等）、ボランティア活動の取組状況については記述することが望ましい。

5 選抜日程

(1) 選抜検査実施日

3月上旬に、1日の日程で実施する。（期日については、3月8日以降を目処に関係者間で日程調整を図る。）

(2) 学力検査時間

5教科について、各教科別に5時限で実施する。

<日程例>

第1時限 8:45～9:35（50分）国語（放送による検査を含む）

第2時限 9:50～10:40（50分）英語（放送による検査を含む）

第3時限 10:55～11:40（45分）数学

第4時限 12:25～13:10（45分）社会

第5時限 13:25～14:10（45分）理科

(3) その他

学力検査終了後、面接を実施する。また、各高校が必要に応じて作文、実技検査等を加えることができる。

6 合格者の発表

一般選抜と特色化選抜の区別なく、合格者として発表する。

7 欠員補充のための再募集の実施

(1) 再募集の実施

再募集は、入学者選抜の合格者数が募集人員に満たない学科等において、欠員を補充するために実施する。

(2) 選抜方法

5教科の学力検査と調査書、面接を選抜資料の基本とし、各高校が必要に応じて作文、実技検査等を選抜資料に加えて総合的に選抜する。

(3) 選抜日程

ア 選抜検査実施日

3月中旬に、1日の日程で実施する。

イ 学力検査時間

5教科をまとめた問題を50分で実施する。なお、放送による検査は実施しない。

<日程例>

9:00～9:50 (50分) 学力検査 5教科

ウ その他

学力検査終了後、面接を実施する。また、各高校が必要に応じて作文、実技検査等を加えることができる。

8 その他

(1) 選抜結果の開示

学力検査の教科別得点及び総合得点について、受検生から口頭による開示請求があった場合には、各高校において開示する。なお、再募集の学力検査の得点についても、同様に開示する。

(2) 改善される選抜制度の実施時期

平成27年度入学者選抜(平成27年3月)より実施する。(現在の中学校2年生から対象)

(参考) 青森県立高等学校入学者選抜制度に係る現行制度と新制度の対照表

※下線部は新制度により変更される箇所を示す。

項目	現行制度	新制度
受検機会	①前期選抜と後期選抜の2回実施。	①入学者選抜は <u>1回</u> 実施。 ②欠員がある学校は再募集を実施。
募集人員	①前期(50~90%)・後期(10%~50%)の2回に分けて募集。 ②前期と後期の募集割合は学校が定めて実施。	①入学者選抜の全募集人員を <u>一括</u> 募集。 ②再募集は、 <u>合格者数が募集人員に満たない学科等において、欠員を補充するために実施。</u>
学力検査	①前期選抜：5教科(各教科45~50分の5時限で実施) ②後期選抜：3教科(各教科40分の3時限で実施)	①入学者選抜：5教科(各教科45~50分の5時限で実施) ②再募集： <u>5教科(5教科まとめて50分で実施)</u>
実施時期	①前期選抜：3月上旬の1日の日程。(平成25年度入学者選抜は平成25年3月5日) ②後期選抜：3月中旬の1日の日程。(平成25年度入学者選抜は平成25年3月14日)	①入学者選抜：3月上旬の1日の日程。 <u>(3月8日以降を目処に関係者間で調整)</u> ②再募集： <u>3月中旬の1日の日程。</u>
選抜方法	①前期選抜：一般選抜枠と特色化選抜枠を設ける。選抜資料は、学力検査、調査書を基本とし、各高校が必要に応じて面接、作文、実技検査等を加える。 ②後期選抜：選抜資料は、学力検査(3教科)、調査書を基本とし、各高校が必要に応じて面接、作文、実技検査等を加える。	①入学者選抜：一般選抜と特色化選抜を実施。 <u>選抜資料は、学力検査と調査書、面接を基本とし、各高校が必要に応じて作文、実技検査等を加える。</u> ②再募集：選抜資料は、 <u>学力検査(5教科)</u> 、調査書、面接を基本とし、各高校が必要に応じて作文、実技検査等を加える。
合格発表	①前期選抜：すべての高校において一般選抜枠及び特色化選抜枠の区別なく合格者を発表。 ②後期選抜：すべての高校において後期選抜を実施し、合格者を発表。	①入学者選抜：すべての高校において一般選抜及び特色化選抜の区別なく合格者を発表。 ②再募集： <u>再募集を実施した高校において合格者を発表。</u>
その他		新制度の実施時期は、平成27年度入学者選抜(平成27年3月)を予定。(現在の中学校2年生から対象)

